

議案第16号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

渋谷区長 長谷部 健

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年渋谷区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「支給月数」を「支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）」に改め、同項第3号中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に、「掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に当該支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる」を「定める額の合計額、運賃等相当額又は同号に定める」に改め、同条第3項中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に、「でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「（以下「新幹線鉄道等」という。）」に、「の2分の1に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に当該支給月数を乗じて得た額）」を「に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）」に改め、同条第4項中「同項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して教育

委員会規則で定める職員に限る。) その他前項」に、「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条中第6項を第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第1項、第2項第1号及び第3号、第3項、第4項並びに前項の教育委員会規則を定めるに当たっては、人事委員会の承認を得るものとする。

第15条第5項中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同項を同条第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額（交通機関が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、15万円に支給月数を乗じて得た額とする。

第23条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

別表第3中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(説明)

幼稚園教育職員の通勤手当の支給限度額の引上げ等に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。